

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	41
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	41
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	41
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（砂防災課）	42
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課）	42

道収用委員会告示

○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知……………	42
--------------------------------	----

告 示

北海道告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（川向地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年10月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第615号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所	恵庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所	広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

る。）

(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
3(1) 解除予定保安林の所在場所	紋別郡湧別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
4(1) 解除予定保安林の所在場所	古平郡古平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
5(1) 解除予定保安林の所在場所	上磯郡木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
6(1) 解除予定保安林の所在場所	広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
7(1) 解除予定保安林の所在場所	古平郡古平町大字港町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
8(1) 解除予定保安林の所在場所	積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
9(1) 解除予定保安林の所在場所	斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに恵庭市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第616号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 深川市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
深川市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第617号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。
平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 6 北見沿岸海岸保全区域の表北見沿岸の(7)紋別海岸の紋別市の項海岸保全区域の欄中2の事項を次のように改める。
- 2 基点①から基点⑩までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点①を結ぶ線、補点①と補点②を結ぶ線及び基点⑩と補点②を結ぶ線によって囲まれた区域

基点① 3級基準点3道2007-559（世界測地系座標 X = 44,286.743、Y = 82,785.983）
から方向角303度12分46秒の方向1278.425メートルの地点

基点② 基点①から方向角121度34分19秒の方向408.620メートルの地点

基点③ 基点②から方向角121度25分19秒の方向896.172メートルの地点

基点④ 基点③から方向角212度37分15秒の方向15.086メートルの地点

- 基点⑤ 基点④から方向角123度11分05秒の方向153.441メートルの地点
- 基点⑥ 基点⑤から方向角116度34分22秒の方向23.092メートルの地点
- 基点⑦ 基点⑥から方向角122度39分39秒の方向25.975メートルの地点
- 基点⑧ 基点⑦から方向角120度32分22秒の方向398.270メートルの地点
- 基点⑨ 基点⑧から方向角118度26分05秒の方向18.211メートルの地点
- 基点⑩ 基点⑨から方向角45度00分00秒の方向11.912メートルの地点
- 補点① 基点①から方向角22度30分00秒の方向200.000メートルの地点
- 補点② 基点⑩から方向角44度59分59秒の方向200.000メートルの地点

北海道告示第618号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。
平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項新冠町の事項の次に次の2事項を加える。
- 釧路町 平成24. 9. 21 釧路町
- 鶴居村 平成24. 9. 21 鶴居村

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。
なお、当該書類を受領しないときは、平成24年11月5日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。
平成24年10月16日

北海道収用委員会会長 山 口 均

- 1 書類の名称
審理の開始通知書（平成24年10月9日付け北収第126号北海道収用委員会会長通知）
- 2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用又は使用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用又は使用しようとする土地の所在・地番

不明
ただし、土地登記記録上の住所
上磯郡上磯町字櫻岱107番地

山 下 定 治

北斗市桜岱106番41（使用）
北斗市桜岱106番42（収用）